

会員の皆様へ

薬事法改正に伴う法律名称の変更について

薬事法等の一部が改正される法律（法律第 84 号）が、平成 26 年 11 月 25 日に施行されました。それに伴い、法律名称が「薬事法」から、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（略して「医薬品医療機器等法」）に、改正されました。

「医薬品医療機器等法」の概要は下記の通りです。

- 1 医薬品、医療機器等に係る安全対策の強化
- 2 医療機器の特性を踏まえた規制の構築
- 3 再生医療等製品の特性を踏まえた規制の構築

当社のネットワークビジネス活動に関わる法律の内容には、大きな変更はございませんが、本文中の「薬事法」という名称は全て「医薬品医療機器等法」と読み替えて頂きます様、お願い申し上げます。

株式会社 遊気創健美倶楽部

コンプライアンス委員会